

# 長寿医療制度のお知らせ

## (後期高齢者医療制度)

### ●平成20年度の後期高齢者医療保険料額が決定しました。

平成19年の所得が確定し、平成20年度の保険料が決まりましたので、**4月末までに長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者になられた方**に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

なお、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)加入の前日まで被用者保険(国保、国保組合以外の医療保険)の被扶養者であった方は、加入されてから2年間保険料が軽減されます。この保険料の軽減は、加入前の保険者から提供される情報により岐阜県後期高齢者医療広域連合で行います。情報提供がない場合には、保険料の軽減がされていないので、このような方は住民課まで申し出てください。

### ●8月から「窓口での自己負担割合」が変更になる方へ

医療機関の窓口では、医療費の1割または3割の自己負担をしていただいています。平成20年度の町民税が決まりましたので、8月1日から「窓口での自己負担割合」はその課税状況などにより変更になる場合があります。

なお、「窓口での自己負担割合」が変更になる方には、7月中旬に岐阜県後期高齢者医療広域連合から負担割合変更の案内が送付されますので、ご確認のうえ、住民課窓口で現在お使いの被保険者証と新しい被保険者証を交換してください。

8月1日からの、「窓口での自己負担割合」は下記の表のとおりです。

町民税課税所得 (同一世帯の後期高齢者 医療被保険者のうち、課税 所得が最上位の方の額)	収入金額			自己負担割合
	同一世帯の後期高齢者医療被保険者 全ての収入金額を合計した額			
145万円以上	被保険者が 1人の場合	383万円以上	同一世帯に70歳以上75歳未満の 方がいる場合、その方との収入金 額の合計した額が520万円未満	3割
		383万円未満		1割
	被保険者が 2人以上の場合	520万円以上		3割
		520万円未満		1割
145万円未満			1割	

### ●減額認定の対象となる方は申請をお願いします。

町民税非課税世帯の方は、入院されたときに「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、食事代などの負担額が低くなります。対象となる方には、7月中旬に申請書を送付しますので、7月31日までに住民課窓口へ申請書を提出し、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けてください。

【問合せ先】住民課 ☎388-1115 内線128

## 歯の健康フェスティバル開催

羽島口腔保健協議会主催の「第19回歯の健康フェスティバル」が6月8日、羽島市民会館で行われました。

当日は、フッ素塗布、歯の健康相談、紙しばいなどが行われ、親子連れなど約1,080人が訪れ賑わいました。

また、会場では、「歯の健康優良児」などの表彰も行われ、次の皆さんが受賞されました。(敬称略)

#### 【歯の健康優良児】

- ・笠松小学校 伏屋賢太(司町) 西田賢生(上新町) 伴桃実(新町) 萩原亜依(朝日町)
- ・松枝小学校 岡崎百華(門間) 杉村将都(田代) 大江花音(田代) 竹腰周佑(田代)
- ・下羽栗小学校 川出涼雅(円城寺) 野口史帆(円城寺) 構井智哉(中野) 三島菜々子(中野)

#### 歯の図画・ポスター部門

##### 【最優秀賞】

- ・笠松小学校 田中舞衣(田代) 竹中萌華(奈良町) 加藤里恵(上本町)
- ・松枝小学校 古川愛望(北及) 河合竜雅(北及) 梅村詩音(北及)
- ・下羽栗小学校 高橋楓(米野) 松原由奈(無動寺) 田島安香里(中野)

#### 高齢者よい歯のコンクール部門

##### 【奨励賞】

- 梅村廣子(新町) 荒尾吉徳(田代) 田島和年(無動寺)